

県道の路線の認定及び廃止について

県道の路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第7条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 認定する路線

路線名	起 点	道路法第7条 第1項該当号
	終 点	
豊見城糸満線	豊見城市	第1号
	糸満市	

2 廃止する路線

路線名	起 点
	終 点
68号線	豊見城市字名嘉地
	豊見城市字上田

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県道の路線を認定し、及び廃止するには、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。